

量の見込み算出の考え方

幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、前期計画の実績並びにニーズ調査の結果等から必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1)「認定区分」と「家庭類型」

①認定区分

教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況（保護者の就労状況等）により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

②家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、タイプAからタイプFの8種類に類型化し、母親の就労希望を反映させた“潜在的家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休等を含む)			パートタイム就労(産休・育休等を含む)		未就労		
			120 時間以上	120 時間未満 64 時間以上	64 時間未満					
ひとり親		タイプA								
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD				
パート タイム就労 (産休・育休等を含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'					
	120 時間未満 64 時間以上		タイプC'	タイプD						
	64 時間未満									
未就労			タイプF							

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム（就労時間：月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 タイプC' : フルタイム・パートタイム（就労時間：月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）共働き家庭
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月64時間未満＋月64時間～120時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※産前・産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(2) 量の見込みの算出項目

下記の事業について、量の見込みの算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】	片働き家庭 就労時間が短い家庭	3～5歳児
2	保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童等
1	利用者支援事業	すべての家庭	—
2	延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児
3	放課後児童健全育成事業 （留守家庭児童会）	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	すべての家庭	0～18歳
5	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	すべての家庭	生後4か月
6	養育支援訪問事業 （養育支援訪問事業、育児援助・家事援助事業）	すべての家庭	出産予定日の2か月前～生後6か月 （育児援助・家事援助事業）
7	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	すべての家庭	0歳～就学前（子育て支援センター） 0～おおむね3歳未満（つどいの広場）
8	一時預かり事業 （幼稚園型）	幼稚園利用の家庭	3～5歳児
	（幼稚園型を除く）	すべての家庭	0～5歳児
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0歳～ 小学校6年生
10	ファミリー・サポート・センター事業	すべての家庭	0歳～ 小学校6年生
11	妊婦健康診査	すべての家庭	妊娠中の人
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園奨励費対象となる私立幼稚園に子どもを通わせる一定所得以下の家庭	左記家庭の園児及び第3子以降の園児
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	すべての家庭	—
14	子育て世帯訪問支援事業【新規】	支援が必要と認める家庭	0～17歳
15	児童育成支援拠点事業【新規】	養育環境等に関する課題を抱える家庭	6～17歳
16	親子関係形成支援事業【新規】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている家庭	0～17歳
17	妊婦等包括相談支援事業【新規】	すべての家庭	妊婦等
18	乳児等通園支援事業【新規】	子どものための教育・保育給付を受けていない家庭	0歳6か月から満3歳未満
19	産後ケア事業【新規】	すべての家庭	産婦

(3) 量の見込み算出の手順

国が示すニーズ調査結果を用いた量の見込みの算出手順は以下の通りです。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況（一部施設の利用状況を含む。）でタイプ进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭
類型があります。

ステップ2

～潜在的家族類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させて、タイプ进行分类します。

ステップ3

～潜在的家族類型別の将来児童数の算出～

計画期間の推計児童数と各潜在家族類型の構成比に基づき、潜在家族類型別の推計児童数を算出します。

ステップ4

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業ごとに対象となる家族類型を踏まえて、該当事業別の児童数を算出します。

たとえば、保育所や放課後児童健全育
成事業等の利用は保育を必要とする
家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

該当事業別に、対象となる潜在的家族類型における利用希望から「利用意向率」（利用希望者数／該当事業別の回答者数）を算出します。

ステップ6

～量の見込み算出～

該当事業の対象となる児童数に利用意向率を掛け、量の見込みを算出します。

将来児童数を掛け合わせることで、令
和7年度から令和11年度まで各年度
の量の見込みが算出されます。

国では、上記を基本としつつ、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認めています。算出された量の見込みと実際の利用状況とに大きな差異がある場合、見込み量の補正を行う必要があります。以下の視点から補正值を検討しました。

- 過去の利用状況と比較して、多過ぎる、又は、少な過ぎる見込みになっていないか。
- 見込み量を算出するに当たっての考え方は適切か。
- 確保方策の検討にあたり留意すべき視点はありますか。